

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
11月26日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定の解除(環境政策課).....
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
- 公告
 - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
 - 平生都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....
- 人委規則
 - 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....



山口県告示第三百五十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百九号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
下松市大字東豊井字開作九〇九の一の一部
- 二 特定有害物質の種類

- 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
- 土壌汚染の除去

山口県告示第三百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社すみ れ薬局	柳井市中央三 丁目一四番二 号	有限会社すみ れ薬局	柳井市中央三 丁目一四番二 号	居宅療 養管理 指導	令和三、 九、 一

山口県告示第三百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社すみ れ薬局	柳井市中央三 丁目一四番二 号	有限会社すみ れ薬局	柳井市中央三 丁目一四番二 号	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和三、 九、 一



(二四四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営篠原第二地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和三年十月二十日

(二四五) 平生都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平生都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る平生都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画道路三・三・一国道百八十八号線平生バイパス

二 都市計画を変更する土地の区域

熊毛郡平生町大字宇佐木

三 変更の内容

構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和三年十一月二十六日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場

令和三年十一月二十六日印刷
令和三年十一月二十六日発行

発行人 山口県知事



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	課長（相談調査課又は相談課に勤務する者に限る。）、児童福祉司、児童心理司、保健師及び警察との連絡調整を担当する職員（相談調査課に勤務する者に限る。）	一・五
児童指導員及び保育士		一・五（収容児と起居をともにする者にあつては、二・五）

附 則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。